

令和8年度（令和7年分） 市民税・県民税申告相談のお知らせ

市民税課（☎457-2145）
〒430-0948
浜松市中央区元目町120番地の1
元目分庁舎 2階

浜名区
（旧北区）
天竜区

区		会場 (地区ごとの受付日の指定は無くなりました)	期間 (土・日曜日、祝日は申告相談を行っていません)	受付時間
浜名区	旧北区	みをつくし文化センター 2階大研修室	2月16日(月)～3月16日(月)	午前9時～ 午前11時、 午後1時～ 午後4時
		引佐支所 2階会議室	2月5日(木)～2月9日(月)	
		三ヶ日支所 3階大会議室	2月9日(月)～2月13日(金)	
天竜区	旧天竜区	天竜区役所 2階会議室	2月16日(月)～3月16日(月)	
		春野支所 2階会議室	2月9日(月)～2月13日(金)	
		佐久間歴史と民話の郷会館 2階小ホール	2月16日(月)～2月19日(木)	
		水窪支所 1階会議室	2月20日(金)～2月25日(水)	
		龍山支所 会議室	2月26日(木)、2月27日(金)	

お問い合わせは市民税課（☎457-2145）まで

※日によって混雑が予想されます。混雑の程度によっては、来場日時を改めていただくこともありますのでご了承ください。

※2月16日(月)から3月16日(月)まで各会場で受付しているため、市民税課(元目分庁舎)や市役所(中央区元城町)では、申告の相談を行っておりません。

◆天竜区や再編前の北区にお住まいの方は、市民税・県民税申告相談会場において、**相談内容を下記㉗～㉙に限定して、「令和7年分所得税の確定申告」**相談を行っています。

- ㉗給与所得、公的年金や個人年金などの雑所得、一時所得
- ㉘収支内訳書が作成されている事業（営業等・農業）・不動産の所得（※青色申告は除く）
- ㉙総合課税の配当所得（※外国税額控除の対象となるものは除く）
- 【持ち物：源泉徴収票や収支内訳書、医療費控除明細書や証明書（保険料控除証明書等）
マイナンバーカードの表面・裏面の写し（※確定申告書に添付）など】

※上記㉗～㉙以外の所得税の申告や相談（「土地・建物や株式等の譲渡所得」、「住宅ローン控除などの税額控除」ほか）・添付明細書等の確認や集計に長時間を要する場合などは、**税務署が開催する「アクトシティ浜松確定申告相談会場」**をご利用ください。（「広報はままつ1月号」を参照してください。）

ご自宅などでも市民税・県民税申告書の作成ができます

◆令和8年度の市民税・県民税の申告（令和7年分の収入や控除に係る申告）から、マイナンバーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから電子申告ができるようになりました。

- 申告会場へ出向く必要がありません。
- 申告書の記載・印刷・郵送の必要がありません。
- 詳しくは裏面をご覧ください。

電子申告はこちらから →



◆従来どおり、申告用紙による作成・提出も可能です。

●申告用紙に手書きで記入して作成

- ・申告書と申告の手引などは前年の実績から対象と思われる人へ「2月上旬に郵送」します。
- ・申告が必要で書類が届かない人は、市民税課へ『郵送希望』の連絡をしてください。

又は

●浜松市ホームページで作成して印刷

- ・『市民税・県民税申告書作成コーナー』で必要項目を入力し、印刷した申告書に必要事項を追記してください。
- ※令和8年度の申告書作成コーナーは1月下旬から利用開始予定です。

令和8年3月16日(月)までに提出

●窓口へ直接提出

税務総務課（市役所3階）、市民税課（元目分庁舎2階）、東・西・南行政センター区民生活担当の証明グループ、みをつくし文化センター2階、北行政センター1階提出箱、天竜区役所1階提出箱、浜名区役所区民生活課、引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の各支所

又は

●郵送

〒430-0948
浜松市中央区元目町120番地の1
元目分庁舎2階
浜松市役所 財務部市民税課
個人市民税グループ

令和7年中所得に関する

令和8年度分の

個人住民税から 電子申告がスタート!

エルタックス

eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます

申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません
スマホやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス!

経由



申告者

マイナポータル

eLTAXホームページ

市区町村ホームページ



エルタックス
eLTAX

個人住民税
電子申告システム



市区町村

個人住民税の申告とは?

次の人は1月1日に住所のある市区町村に所得について申告する必要があります。
申告に基づいて市区町村は当年度の個人住民税額を決定します。

個人住民税の申告義務者

前年所得がある人

(ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません)

- ☒ 税務署へ所得税の確定申告書を提出した人
- ☒ 給与所得のみであり、勤務先で年末調整を行い、勤務先からお住まいの地方団体に給与支払報告書が提出されている人
- ☒ 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の所得のみであり、公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けない人

個人住民税の申告義務はないが 申告する人

(例)

- ☒ 非課税証明書を取得する人
- ☒ 国民健康保険の軽減を受ける人
- ☒ 各種給付、助成申請にあたり必要な人

個人住民税申告の
電子化特設ページは
こちら!



<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>

